

社会福祉法人稚内木馬館グループホームひだまり運営推進会議規程

(設置)

第1条 指定地域密着型サービス基準条例第128条において準用する第59条の17第1項から第4項まで及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する第39条の規定に基づき、社会福祉法人稚内木馬館が設置するグループホームひだまり（以下「グループホーム」という。）に運営推進会議を置く。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域密着型サービス基準条例 稚内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年稚内市条例第8号）をいう。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス基準条例 稚内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年稚内市条例第9号）をいう。

(審議事項)

第3条 運営推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 活動状況の報告に対する評価に関すること。
- (2) グループホームに対する要望、意見等に関すること。
- (3) その他特に必要と認められる事項

(組織)

第4条 運営推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

- (1) 利用者及びその家族 4人以内
- (2) 地域住民の代表者 2人以内
- (3) 稚内市職員 2人以内
- (4) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者 2人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営推進会議の会議（以下単に「会議」という。）は、おおむね2月に1回程度開催するものとし、グループホームの管理者（以下「管理者」という。）が招集する。

2 会議の進行は、グループホームの職員が行う。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議記録の作成)

第7条 管理者は、会議の議事内容について記録を作成し、2年間保存しなければならない。

(会議記録の公表)

第8条 前条の会議記録は、個人情報に関する事項を除き、グループホーム内での閲覧、ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(費用弁償の支給)

第9条 委員が会議に出席したときは、費用弁償を支給する。ただし、第4条第2項第3号に規定する委員を除く。

2 前項の費用弁償の額は、1日につき3,000円とする。

3 交通費の実費の額が前項の費用弁償の額を超えるときは、その実費の額とする。

4 費用弁償は、その事実が発生したときに支給する。

(守秘義務等)

第10条 委員及び委員にあった者は、会議において知り得た利用者及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

附 則（平成24年6月27日第2回理事会決定）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。